

平成24年度福祉貸付事業における予算措置の概要等について（予定）

1 貸付事業枠

平成24年度の福祉貸付事業における事業枠及び資金枠については次のとおり確保しております。

貸付契約額 1, 899億円

資金交付額 2, 118億円

2 貸付条件の改定

平成24年度の福祉貸付事業においては、次のとおり貸付条件の改定(平成23年度以前からの継続措置を含む。)を行うこととしておりますのであらかじめご了解のうえ、管内市区町村、関係機関及び法人等事業者に対しご周知くださいますようお願いいたします。

(1) 国有地等を利用した社会福祉施設等の整備の促進に係る貸付け

大都市部(※1)における社会福祉施設等の整備の推進を支援するため、国有地等の借地(※2)を利用した整備事業に対し、融資率等の優遇措置を行います。

(※1) 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の地域
東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県の1都2府19県

(※2) 国有地等の公有地のほか民有地を含む。

区分	[現 行]	[24年度から]
償 還 期 間	20～30年以内	全施設30年以内
据 置 期 間	2～3年以内	全施設3年以内
融 資 限 度 額	所要資金の100分の70～80又は担保評価額に100分の70を乗じて得た額のいずれか低い額	所要資金の100分の90又は担保評価額に100分の90を乗じて得た額のいずれか低い額

(※3) 整備する建物の延床面積が法定容積率の一定割合以上を利用していることなどの要件を満たす場合に限る。

(※4) 有料老人ホームを整備する場合は、民有地の借地であって、一体となって整備する社会福祉施設等に付随して整備する場合に限る。(関係規定の改正後の取扱いとなります。)

(2) 児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金(つなぎ資金)の貸付け

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、児童福祉法が改正され、平成24年4月以降、障害種別等にわかれている現行の障害児施設について一元化すること等とされていますが、施行後による障害児通所給付費等が支払われるまでに期間を要することから、平成25年度までこの間の経営資金(つなぎ資金)の貸付制度を創設いたします。

○貸付対象施設等

平成24年3月現在、児童福祉法に基づく知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業所、重症心身障害児（者）通園事業を行っていた法人であって、引き続き同年4月以降、障害児通所給付費又は障害児入所給付費の対象となる施設・事業を行う法人

区 分	[現 行]	[24年度から]
貸付期間	5年以内	
据置期間	6月以内	1年以内
貸付限度額	所要資金の100分の80又は担保評価額に100分の70を乗じて得た額のいずれか低い額	障害児通所給付費等相当額又は担保評価額に100分の80を乗じて得た額のいずれか低い額

※貸付利率は、通常の経営資金の金利となります。

(3) 養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付について

養護老人ホームの老朽化等に伴う建替事業（※）を無利子貸付の対象に追加いたします。ただし、自治体の補助を受けていることが条件となります。なお、無利子貸付額の算出等については、別途連絡する予定としております。

※対象となる事業

- ・老朽民間社会福祉施設整備事業（平成27年度までの取扱）
- ・既設社会福祉施設用地有効活用改築促進事業
- ・地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業（平成27年度までの取扱）

(4) 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方の拡大

小規模多機能型居宅介護事業の整備等に係る貸付けの相手方について、次表のとおり法人とします。

区 分	[現 行]	[24年度から]
貸付けの相手方	○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○一般社団・財団法人 ○医療法人	法人

※営利法人、NPO法人等に対する取扱は、代理貸付（受託金融機関での取扱）となる予定です。

(5) 障害福祉サービス事業所等の貸付けの相手方の拡大

障害福祉サービス事業所等の整備等に係る貸付けの相手方を次表のとおり、法人とします。

貸付対象施設	[現 行]	[24年度から]
居宅介護事業、重度訪問介護事業、生活介護事業、短期入所事業、重度障害者等包括支援事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業に係る施設	○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○一般社団・財団法人 ○医療法人	法人※
共同生活介護事業及び共同生活援助事業に係る施設	○社会福祉法人 ○日本赤十字社 ○一般社団・財団法人 ○医療法人 ○NPO法人	
児童発達支援センターなど障害児通所支援事業に係る施設	—	

※関係規定の改正後の取扱いとなります。なお、取扱は、直接貸付となる予定です。

(6) アスベスト対策事業に係る優遇措置 (継続)

アスベスト対策事業の貸付けについては、次表のとおり優遇措置を行います。なお、制度の適用期間については、平成24年度限りとします。

区 分	[通 常]	[該当の整備事業]
融資率	70%	75%
	75%	80%
	(基盤整備促進法に基づく有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター、在宅介護サービスセンターは「70%」→「80%」)	
	(80%のものは変更なし)	
貸付利率	財投金利+0.1%	財投金利+0.05%
	財投金利+0.2%	財投金利+0.1%
	財投金利+0.5%	財投金利+0.1%
	(財投金利と同じものは変更なし)	

(7) 療養病床のケアハウス等への転換に係る優遇措置 (継続)

療養病床からケアハウス等への転換を図る事業への貸付けについては、次表のとおり優遇措置を継続して実施します。

この措置には、社会福祉法人、医療法人及び一般社団法人または一般財団法人が行う療養病床から一般有料老人ホームへの転換を図る事業についても含まれます。なお、制度の適用期間については、平成29年度までとします。

区 分	[通 常]	[療養病床の転換事業]
融資率の引き上げ	70%	90%
	75%	
貸付利率の引き下げ	財投金利+0.1%	財投金利と同じ
	財投金利+0.5%	

一般有料老人ホームへの貸付け	貸付けの対象外	貸付けの対象とする
----------------	---------	-----------

(8) 介護基盤の緊急整備に係る優遇 (平成21年度補正：継続)

次のとおり特別養護老人ホーム等の整備に対する融資条件の優遇措置を講じます。

なお、制度の適用期間については、平成24年度までとします。

【優遇対象となる施設】

施設種類	適用の要件
小規模特別養護老人ホーム 小規模ケアハウス 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型デイサービスセンター 夜間対応型訪問介護ステーション 生活支援ハウス	介護基盤緊急整備等臨時特例基金または地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金からの補助を受けて整備されるもの (平成21年度以降の補助対象事業)
特別養護老人ホーム (定員30人以上) ケアハウス (定員30人以上) 養護老人ホーム	都道府県・政令指定市・中核市からの補助を受けて整備されるもの

【優遇措置の内容】

区分	通常	介護基盤の緊急整備
融資率	施設種類に応じて 70～80%	一律90%
貸付利率	施設種類に応じて 財投同率～+0.5%	最初の5年間、財投▲0.5%

(9) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業で対象とした一時金に対する融資制度 (平成21年度補正：継続)

社会福祉法人等が施設等用地確保のために定期借地権を設定し、土地所有者に対し賃料の前払いとして一時金を支払う場合に、当該一時金を土地取得資金の対象とします。

なお、制度の適用期間については、平成24年度までとします。

※ 融資の対象とする事業は、介護職員処遇改善等臨時特例基金からの補助を受けた定期借地権利用による整備促進特別対策事業に限ります。

(10) 社会福祉事業施設の耐震化整備に係る優遇 (平成21年度補正：継続)

次のとおり耐震化事業に対する融資条件の優遇措置を講じます。

なお、制度の適用期間については、平成24年度までとします。

【優遇対象となる施設】

施設種類	適用の要件
障害者支援施設 児童養護施設 救護施設等の入所施設	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助を受けて耐震化整備を実施するもの

【優遇措置の内容】

区分	通常	社会福祉事業施設の耐震化整備
融資率	施設種類に応じて 75～80% ただし、財特法又は特措法に基づき国の補助の特例を受ける場合は通常 の融資率 (上限80%)	一律90%
貸付利率	財投同率 ただし、財特法に基づき 国の補助の特例を受け る場合は無利子	最初の5年間、財投▲0.5%

財特法：地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る財政上の特別措置に関する法律

特措法：地震防災対策特別措置法

(11) スプリンクラー整備に係る優遇（平成21年度補正：継続）

次のとおりスプリンクラー整備事業に対する融資条件の優遇措置を講じます。

なお、制度の適用期間については、平成24年度までとします。

【優遇対象となる施設】

施設種類	適用の要件
障害者支援施設 児童養護施設 救護施設 共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）等	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助を受けてスプリンクラー整備を実施するもの
特別養護老人ホーム（定員30人以上） 養護老人ホーム 老人短期入所施設 有料老人ホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 小規模特別養護老人ホーム 認知症高齢者グループホーム	介護基盤緊急整備等臨時特例基金または地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金からの補助を受けてスプリンクラー整備を実施するもの（平成21年度以降の補助対象事業）

【優遇措置の内容】

区分	通常	介護基盤の緊急整備
融資率	施設種類に応じて 70～80%	一律90%
貸付利率	施設種類に応じて財投同率～+0.5%	最初の5年間、財投▲0.5%
貸付けの対象と相手方	—	貸付対象施設に有料老人ホームを追加し、貸付けの相手方は法人とする。

3 その他（既往貸付分における保証人免除制度の導入について）

平成22年4月から新規貸付分について金利オンコストによる保証人免除制度の導入を行ったところですが、今般、既往貸付分においても一定の要件を満たすものについて、保証人免除制度を導入することといたしました。（保証人免除制度の取扱は、新規貸付分及び既往貸付分いずれも社会福祉法人に限ります。）

なお、制度の適用等に係る詳細は、顧客業務部顧客業務課（TEL03-3438-9939）までお問合せください。